

水産用抗菌剤を購入するに際して

海面および内水面に限らず、養殖業で細菌性疾病が発生した場合、水産用抗菌剤(以下、抗菌剤という)の使用は有効な対策の一つです。しかし、不適切に抗菌剤を使用すると薬剤耐性菌の発生を助長し、抗菌剤の効果を低減させる原因になります。薬剤耐性菌とは、抗菌剤に抵抗力を持ち薬が効かなくなった細菌のことで、抗菌剤を不適切に使うことで出現します。

そこで、平成30年1月1日から、薬剤耐性菌のまん延防止を図るため、これまでの抗菌剤取扱方法(具体的には購入方法)が国主導により変更されました。対象となる水産用医薬品は、抗菌・抗生物質です。駆虫剤、消毒剤は対象外なので、今までどおり購入できます。

養殖業者は抗菌剤を使用した場合、使用記録票を作成しますが、平成30年1月1日からは抗菌剤の購入の際に専門家(魚類防疫員、魚類防疫協力員、獣医師)が交付する「水産用抗菌剤使用指導書」(以下、指導書という)が必要となりました。では、指導書はどのようにしたら交付されるのでしょうか。岡山県では海面養殖業は瀬戸内市牛窓町にある水産研究所(本所)で、内水面養殖業は津山市にある

水産研究所内水面研究室でそれぞれ魚類防疫員が指導書の交付事務を行います。交付手数料は無料です。

申請手順は、①毎年1月末までに水産研究所に申請書と前年の水産用医薬品の使用記録票を提出、②水産研究所で申請内容を確認後、指導書を交付(指導書の有効期限は発行日から1年間)、③動物用医薬品販売業者に指導書の写しを提出して抗菌剤を購入、という流れになります(図)。指導書の交付から1年以内に同じ抗菌剤が必要になった場合、すでに交付された指導書の写しを提出すれば購入できます。

なお、指導書の交付の対象となるのは食用水産動物です。ニシキゴイ、キンギョ等の観賞魚は対象外です。釣堀であっても食用になる場合は対象となりますので、ご注意ください。

また、予期せぬ疾病の発生等で緊急を要し、指導書の交付を待つことができない場合は、その都度「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」を動物用医薬品販売業者へ提出し抗菌剤を購入することができます。(内水面研究室：泉川)



図 水産用抗菌剤購入の流れ